

令和8年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業
「非常設型若年妊産婦の居場所設置モデル事業」居場所運営業務 業務委託仕様書

1 業務の名称

令和8年度沖縄こどもの貧困緊急対策事業「非常設型若年妊産婦の居場所設置モデル事業」居場所運営業務 業務委託

2 委託契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

若年妊産婦の居場所未設置の市町村において、生活困窮世帯または生活困窮に陥るおそれのある若年妊産婦に対し、地域の助産院やクリニック等若年妊産婦の支援に関心がある施設等を活用し、専門的な個別支援を行う居場所をモデル的に設置し、出産・育児に関する相談・指導、就労のための支援等、安定した生活を営むための自立に向けた支援を行うとともに、今後、本モデルを全県的に展開するための実施体制の効果検証を図ることを目的とする。

4 業務の内容

受託者は、安心して通える若年妊産婦の居場所を週1回程度運営し、支援対象者を取り巻く環境や生活実態に応じて、以下の点に留意しつつ、支援対象者との関係性の構築に努め、課題解決に向け、市町村や関係機関等と連携し支援の実施に努めること。

(1) 支援対象者

次の①及び②の両方を満たす者及びその子。必要に応じて、そのパートナーや保護者等を含む。また、支援対象者の心情に配慮し、その友人等が居場所を利用することを妨げない。

- ①生活困窮世帯または生活困窮に陥るおそれのあるこどもであって、おおむね18歳以下の若年妊産婦とするが、対象者が置かれている状況や家庭の状況等を考慮して、20歳前後の者を対象とすることを妨げない。ただし、若年妊産婦が養育する乳幼児が概ね3歳となるまでは、若年妊産婦の年齢にかかわらず、継続して支援を行うことができるものとする。
- ② 主に「非常設型若年妊産婦の居場所」を設置する市町村及び近隣の市町村に居住する者を対象とする。ただし、里帰り出産など、支援対象者の生活実態などを考慮し、県内広域在住者の利用を可能とする。

(2) 実施体制

- ① 支援対象者に対してソーシャルワーク（支援対象者が抱える課題等のアセスメント、社会資源への仲介や調整など）を行うことを前提に、助産師・看護師など母子保健に関する知識・技術を有する者、又は保育士、子育て支援に関する資格を有する者（子育て支援員等）を、2名以上配置すること。
- ② 「モデル事業伴走ディレクター」（以下、伴走ディレクター）の活用。

※本事業の別業務

受託事業者は、以下のような内容について、伴走ディレクターに相談し、アドバイスを求めることで、効果的かつ速やかに業務を遂行すること。

- ・居場所の運営や記録等について
 - ・ケースの支援方針や支援内容について
 - ・関係機関との連携支援機関等の紹介について
 - ・職員研修等の人材育成について
 - ・その他、居場所運営に関してアドバイスが必要なことについて
- ③ 伴走ディレクターと協力して、同事業受託事業者間で、月に1回程度の情報交換会を持ち、支援情報の共有を図り、支援の質の向上に努めること。

(3) 居場所設置想定エリア及び開所日及び開所時間

- ① 以下、令和8年度設置想定エリアより選択すること
 - ・読谷村、嘉手納町、北谷町エリア
 - ・糸満市、豊見城市、八重瀬町エリア
 - ・金武町、宜野座村、恩納村エリア
- ② 開所時間は、原則午前10時から午後6時までのうち、おおむね5時間程度、週に1回以上（ただし月に1回は土日いずれかを含む）開所すること。なお、同行支援などのアウトリーチや緊急対応が必要な場合は、開所時間外における対応も妨げない。

(4) 支援内容

支援対象者各々の状況や個性に応じて、関係機関と連携しながら、以下に掲げる支援等を組み合わせて行うこと。

① 居場所の提供

利用者が安心して利用できるよう工夫を図り、安全や衛生に配慮すること。

また、緊急対応が必要だと判断した場合は、速やかに県又は伴走ディレクターと情報共有し、支援を実施すること。

② 妊娠・出産・育児に関する相談支援

妊娠・出産・子育てなどの相談に応じ、不安などへの対応をするとともに、必要

な知識や技術を身に付けられるよう支援を行うこと。

③ 性教育・家族計画の相談支援

家族計画や将来設計に応じた性教育の実施や、家族関係等の相談に応じ、良好な家族関係の継続や計画的な妊娠・出産の実現に向けた具体的な助言を行うこと。

④ 食事の提供や共同での料理

居場所利用時の食事の提供や共同調理による炊事指導や助言を行うこと。

⑤ 生活習慣・家事・家計管理等の生活支援

基本的な生活習慣や衛生管理及び子育て中に必要な家事や家計管理の方法などについて、具体的な支援を行うこと。

⑥ 復学・就労に向けた支援

自立に向けた意欲を高められるよう、復学や進学、資格取得や就労に向けたきっかけづくりや体験の機会を作ること。

⑦ 自宅等と居場所の送迎

支援実施にあたり、支援対象者の移動については、リスク回避の観点からも、原則バス・タクシー等の公共交通を利用すること。ただし、タクシー利用の場合は、円滑かつ経済的な利用を促す体制を整えること。

⑧ 実施体制の記録

将来的に市町村事業として本格実施するために、本モデル事業において把握した効果的な支援内容や課題、関係機関との連携のあり方等を記録すること。

⑨ その他、既存の施設や人材を活用して、若年妊産婦の支援に資する効果的な取り組みを実施する場合は、適宜、県及び伴走ディレクターと調整した上で決定すること。

(5) 関係機関との連携

行政機関（市町村の母子保健担当部署及びこどもの貧困対策関連部署等）や医療機関（産科、小児科、精神科等）、保育所、教育機関（学校、教育委員会等）、中間支援組織（子育て支援機関、就労支援機関等）等からの情報収集に努め、若年妊産婦の自立支援にあたること。

また、関係機関から支援会議や連絡会など、若年妊産婦支援に関わる会議への参加の要望があった場合には、可能な限り対応すること。

また、本モデル事業を実施するにあたり、支援のあり方や対応方法について、疑義が生じた場合は、伴走ディレクターに助言を求めるとともに、把握できた課題等については、適宜、県とも共有を図り、事業の質の向上を図ること。

(6) 実施状況の報告

受託事業者は、当月の実施状況を翌月 10 日までに沖縄県に報告すること。また、

支援内容の共有と円滑な業務遂行のため、適宜、県と運営会議を行うこと。

5 成果品

業務年間報告書を印刷製本して提出するとともに、電子記録媒体（CD-R 等）に保存し提出すること。

提出部数は、印刷製本 2 部、電子記録媒体 1 部とする。

6 成果品著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託事業者の責任をもって処理すること。

7 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、又は請け負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約の主たる部分

(ア) 契約金額の 50% を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。

その他、簡易な業務

(ア) 資料の収集・整理

(イ) 複写・印刷・製本

(ウ) 原稿・データの入力及び集計

8 事業実施に係る留意事項

(1) 経費

- ① 事業に係る経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ適切な水準を設定すること。
- ② 一般管理費は、人件費及び事業費（再委託費を除く）の10%までとする。
- ③ 事業の実施に必要となる経費については、管理費、活動費、報酬、旅費、消耗品費、食材費、保険料等とする。
- ④ 事業の実施にあたり使用する可能性のある備品については、原則として、借料（リース等）及び消耗品費で対応するものとする。ただし、効果的な業務実施に必要不可欠で、かつ、リース等での対応が困難な備品については、沖縄県と協議の上、購入を認めることとする。

※備品とは「沖縄県財務規則第153条第1項2号」に定めるものとする。

消耗品とは「沖縄県財務規則第153条第1項5号」に定めるものとする。

沖縄県財務規則第153条第1項

(2) 備品 形状及び性質をかえることなく比較的長期間の使用又は保存に耐え得るもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円以上のものをいう。

(5) 消耗品 一回又は短期間の使用によって消耗され又はその効用を失うもの並びに備品的形状及びその性質を有するもので一品の取得価格又は取得見積価格が10万円に満たないもの並びに各種庁用書籍、図鑑等で一品の取得価格又は取得見積価格が1万円に満たないものをいう。

(2) 事故の取り扱い

- ① 受託事業者は、沖縄県と協議の上、事故報告書の様式を作成すること。
- ② 受託事業者は、本業務中における事故の予防及び発生した事故について必要な措置を取ること。（※保険に加入するなど対策をとること）また、緊急あるいは重大な事故については直ちに沖縄県に報告するほか、その他の事故についても、後日、必ず沖縄県に報告すること。
- ③ 受託事業者は、業務の実施について沖縄県に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、損害を賠償しなければならない。
- ④ 受託事業者は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに沖縄県に報告し、受託事業者の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が沖縄県の責に帰すべき事由によるときにはその限度において沖縄県の負担とする。
- ⑤ 受託事業者は、受託事業者の責に帰さない事由による損害については、②又

は③の規定による賠償の責を負わない。

(3) その他

- ① 業務実施にあたっては、沖縄県と十分に協議を行うとともに、関係機関との連携に努めること。
- ② 個人情報の収集や利用、管理については、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」の趣旨を踏まえ、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失、棄損等を防止するとともに、安全確保の措置を講ずること。

9 報告及び精算

受託事業者は、委託業務完了後 10 日以内又は契約満了日のいずれか早い日までに実績報告書等を提出するものとする。

10 本事業における労務管理

法令等に従い、委託業務に従事する者の労務管理を行うこと。

11 雑則

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、この仕様書に定めのない事項については、沖縄県と協議の上、決定するものとする。